定　　款

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　当社は、株式会社ワールドと称し、英文では WORLD CO.,LTD.と表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．衣料品、服飾品、装身具の製造・販売・輸出入。

２．皮革、合成皮革、毛皮製品、履物、鞄類の加工・販売・輸出入。

３．家具、寝具、室内装飾品の製造・販売・輸出入。

４．食料品、菓子、飲料水、台所用品の製造・販売・輸出入。

５．美容・健康機器、スポーツ用具・機器、娯楽用品、手工芸品の製造・販売・輸出入。

６．医薬品、医薬部外品、化粧品、石鹸、香料の製造・販売・輸出入。

７．時計、貴金属製品、美術工芸品、宝飾品の製造・販売・輸出入。

８．レストランおよび喫茶店の経営。

９．スポーツ・娯楽・保養施設、駐車場の経営。

10. 店舗、室内装飾の企画・設計・請負。

11. 航空機および発電機のリース業。

12. 不動産の売買・賃貸借・斡旋ならびに管理。

13. 有価証券の保有および運用。

14. 眼鏡類、喫煙用具、玩具の製造・販売、輸出入。

15. 古物売買、酒類の販売、輸出入。

16. コンビニエンスストアの経営。

17. エステティックサロン、ビューティーサロン、ネイルサロンの経営。

18. 労働者派遣事業。

19. 金銭の貸金、その貸借の媒介並びに貸付の保証。

20. 投資業。

21. 生活雑貨、電化製品の販売。

22. 書籍、ＣＤ、ゲームソフト、筆記用具、文房具の販売。

23. 園芸用植物、園芸用品の販売。

24. カルチャー教室、写真展、絵画展の運営。
25. 貸衣装業の運営。
26. 倉庫業。
27. 前各号の関係事業等に対する投資。
28. 前各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによる当該会　社の事業活動の支配・管理。
29. 前各号の事業のフランチャイズシステムの企画、運営並びにフランチャイズシステム上の経営等に関するコンサルティング業務。
30. 企業の経営指導、マーケティング及び事業戦略立案、業務改善、人材育成等に関する総合コンサルティング業務。
31. システム・インフラ機能の提供、取引先の紹介・仲介・マッチング等の業務。
32. クレジットカードの取次及び募集に関する業務。
33. 前各号に付帯関連する一切の事業。

（本店の所在地）

第 3 条　当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

（機関）

(1)　第 4 条　当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。取締役会
(2)　監査等委員会
(3)　会計監査人

（公告の方法）

第 5 条　当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当社の発行可能株式総数は、137,500,000 株とする。

（単元株式数）

第 7 条　当社の単元株式数は、普通株式につき 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 8 条　当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 9 条　当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3．当社は株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１０条　当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株　主　総　会

（招　　集）

第１１条　当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（株主総会の招集者および議長）

第１３条　株主総会は取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

２　前項により株主総会を招集すべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１３条の２　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当社の議決権を有する株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

（準用規定）

第１５条の２　第 13 条及び第 15 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員数）

第１６条　当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10 名以内とする。

２　当社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任）

第１７条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の１以上を有する株主が出席し､その議決権の過半数の決議をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第１８条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第１９条　取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から会長１名を定め、必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第２０条　取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。

２．取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（監査等委員会の招集通知）

第２２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２３条　当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第２４条　当社は、会社法３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（監査等委員会規則）

第２６条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（取締役の責任免除）

第２７条　当社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総

会の決議によって定める。

第５章　計　　算

（事業年度）

第２９条　当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３０条　当社は剰余金の配当等会社法 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３１条　当社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　当社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３　前２項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第３２条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。